

東京クリスマスアドベント in 上野公園における福岡県ブース出展・運営 業務委託 企画提案公募実施要領（案）

以下のとおり、「東京クリスマスアドベント in 上野公園における福岡県ブース出展・運営」業務（以下、業務という）の委託先を選定するための企画提案公募を実施します。

1 業務の目的

福岡発祥の冬季大型イベント「クリスマスアドベント」は、これまでに累計 1,300 万人超を動員し、国内外から高い評価を受けている。

令和 7 年度に東京・上野恩賜公園で初開催された同イベントにおいても、巨大サンタクロースのフォトスポットやライブパフォーマンス、多彩なグルメ・雑貨エリアが来場者から大きな支持を集め、大盛況となった。また、令和 8 年度においては、前年度よりも規模を拡大して上野公園袴腰広場や中野公園でも同イベントが開催されることとなっており、さらに多くの注目を集めることが期待される。

本委託業務は、東京クリスマスアドベント in 上野公園において福岡県ブースを出展し、県内市町村と連携しながら首都圏及び海外からの来場者に福岡県の「食」と「観光」の魅力を PR することにより、福岡県並びに県産品の認知度向上を図り、福岡県への来訪意欲喚起を目的としている。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 「東京クリスマスアドベント in 上野公園における福岡県ブース出展・運営業務」
- (2) 事業内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 予算額（消費税及び地方消費税含む） 8, 254, 000 円
- (5) 成果物
 - ①事業報告書
紙媒体：A4 判冊子 2 部
電子媒体：Word、Excel、PowerPoint のいずれかにおいて編集可能なファイル形式と、その内容を PDF 化したものの両方 1 部
 - ②制作物
本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

3 企画提案で求める内容

別添「仕様書」に定める業務内容を網羅した上で、以下の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 会社概要
 - ・ 会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること
- (2) 実施体制
 - ・ 本事業への取組体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
 - ・ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
 - ・ 個人情報保護に関する取組（個人情報の管理方法、プライバシーマーク取得状況等）
- (3) 業務スケジュール
 - ・ 本事業の取組に関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。

(4) 類似事業の受託実績

- ・ 過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。

(5) 見積書

- ・ 見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は消費税を最後に加算すること

4 応募資格

次の要件を全て満たすこと。

(1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること

(2) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(3) 以下のアからカのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号）に基づく指名停止期間中である者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供（契約金額の100分の10以上）が確実にできること。ただし、次のいずれかの場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(5) 共同体で応募する場合は、下記の要件を全て満たすこと

ア 上記要件（3）については、共同体の構成員全員が満たしていること

イ 上記要件（4）については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること

ウ 必ず代表団体を定めること

エ 各構成員は、本募集への単独応募又は他の共同体での応募を行っていないこと

5 企画提案公募のスケジュール

① 公募開始及び質問受付開始

令和8年6月10日（水） ※下記7「質問受付及び回答」を参照

② 質問受付期限

令和8年6月17日（水） 17時まで

③ 質問に対する回答期限

令和8年6月22日（月） ※回答について、ホームページに掲載

④ 応募申し込みの締め切り

令和8年6月26日（金） 17時まで

※下記「8 応募申込」を参照

⑤ 企画提案書の提出期限

令和8年7月3日（金）17時まで

※応募者多数の場合、一次審査を行い、上位数社を対象としてプレゼンテーションを実施する（該当者へ個別に通知）

⑥ 一次審査結果の通知

令和8年7月7日（火）までに該当者へメールにて通知

⑦ プレゼンテーション（二次審査）の実施

令和8年7月10日（金）～14日（火）のうち1日を予定

※時間は該当者へ個別連絡

⑧ 二次審査結果の通知

令和8年7月15日（水）～16日（木）の間に該当者へメールにて通知予定

⑨ 契約の締結

令和8年7月下旬予定

6 公募説明会

公募説明会は行わない。

7 質問受付及び回答

質問は、令和8年6月17日（水）17時までに、様式第1号「質問書」を、下記「15連絡先」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】東京クリスマスアドベント in 上野公園における福岡県ブース出展・運營業務」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和8年6月22日（月）までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要項を掲載している県ホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況のほか、本県が受け付けないと判断したものについては、回答しない。

8 応募申込

本業務に企画提案書を提出する場合、令和8年6月26日（金）17時までに、企画提案公募応募申込書（様式第2号）、応募資格申出書（様式第3号）により、下記「15連絡先」に記載する宛先に電子メールで送信すること。

メールの件名は「【応募申込】東京クリスマスアドベント in 上野公園における福岡県ブース出展・運營業務」とし、本文中に担当者の連絡先について記載すること。

9 企画提案書に係る提出書類、提出方法

(1) 提出書類

①企画提案書・・・A4判（タテ・ヨコは任意）正本1部、副本6部

②見積書（項目ごとに積算）・・・A4判（タテ・ヨコは任意）正本1部、副本6部

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税課税事業者の場合は、消費税を最後に加算すること。

③上記①・②のPDFデータ

(2) 提出方法

上記（1）①・②「企画提案書・見積書」については、下記「15連絡先」に記載する宛先に郵送もしくは持参すること。（提出期限までの必着とする）

また、（1）③「企画提案書・見積書（PDFデータ）」については、下記「15連絡先」に記載する宛先に提出すること。（8MBを超えるデータについては、大容量データ転送サービス等で送付すること）

(3) 提出書類の取り扱い

①提出された企画提案書等は委託先の選定のみ使用する。

②提案書の作成に要した費用、その他応募に要した費用については企画提案事業者の負担と

する。

- ③本要領に示した応募資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- ④提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

1 0 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

- (1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

1 1 1次審査（書面審査）について

本事業の企画提案参加者が5社以上の場合、選定委員会事務局（観光振興課）において、下記13の審査基準により企画提案書の1次審査（書面審査）を行い、2次審査（プレゼンテーション審査）に進む4社を選定する。

1 2 2次審査（プレゼンテーション審査）について

選定委員会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

- ・2次審査の詳細日程等は、1次審査を通過した提案事業者に速やかにメールにて通知する。
- ・プレゼンテーションは、原則、提案書に沿って説明を行うこととするが、追加資料や映像等を用いて説明することも構わない。

〔2次審査（プレゼンテーション審査）〕

- ・審査日程：令和8年7月10日（金）～14日（火）のうち1日
※時間は該当者へ個別連絡
- ・審査場所：県庁内（福岡市博多区東公園7番7号）（※予定）
- ・提案事業者数：最大4社まで
- ・審査時間：1事業者あたり、15分程度・質疑応答10分程度を予定

1 3 審査基準

- ・審査は、1次、2次ともに、次ページに示す評価項目により採点する。
- ・2次審査において、合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。
満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・提案参加事業者が1事業者の場合においても2次審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。

(評価項目表)

評価対象項目		配点
1	業務体制・スケジュール（実施要領3（2）（3）、公募仕様書5（1）～（5）関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 ・確実に遂行し得る技量を有するとともに、実現可能なスケジュールとなっているか。 	10点
2	業務目的を達成するために効果的なブースの装飾及び展示内容の総合企画（公募仕様書4（1）関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ブースの装飾は、イベントの趣旨や世界観に沿いつつ、来場者を誘客するために効果的なものとなっているか。 ・福岡県の「食」と「観光」の魅力をPRし、福岡県への来訪意欲喚起につながる展示内容となっているか。 	35点
3	ブースの設置及び撤去、イベント期間中のブースの運営、イベント開催までの事前準備（公募仕様書4（2）～（4）関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ブースの設置及び撤去、イベント期間中のブースの運営、イベント開催までの事前準備は、仕様書に沿った提案となっているか。 	25点
4	KPI（公募仕様書4（2）～（4）関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ブースへの来訪者数や物販の売上高など、定量的に事業効果の測定が可能なKPIを設定するとともに、来訪者属性等を分析し、類似企画との数値を比較する等、費用対効果が適切に検証できる提案となっているか。 	10点
5	独自提案事項（公募仕様書4（5）関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県への来訪意欲喚起のための展示内容について独自性のある有効な提案となっているか。 	10点
6	見積価格の効率性（実施要領3（5）関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか。 	10点
合計		100点

1.4 契約締結について

- (1) 福岡県は、委託先候補者に委託業務の内容等について確認の上、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。協議を重ねても合意に達しない場合には当該委託先候補者とは契約を締結せず、次点の者を繰り上げる。
- (2) 委託業務の内容は、委託先候補者が提出した企画提案内容をベースとするが、(1)の確認・協議の過程で福岡県が内容の修正を求めることがある。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (3) 契約に当たっては、福岡県財務規則第169条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供すること。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額を契約金額の100分の10以上とし、履行保証期間を契約締結日から契約期間の末日までとするもの）を締結し、その証書を提出したときや、過去2年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出したときなど、契約保証金等が減免される場合がある。

(4) 委託料の支払いは精算払いとする。

(5) 契約に当たっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、直ちに契約を解除するとともに違約金を徴収する。

1.5 連絡先

「7 質問受付及び回答」、「9 (1) ③企画提案書・見積書の PDF データ」については、下記担当宛とすること。

<住所> 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

<担当> 樋口、東 (ひがし)

<電話> 092-643-3429

<メールアドレス> kanshin@pref.fukuoka.lg.jp